

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（一〇〇・流通経済課）……………	1
秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（一〇一・水産漁港課）……………	1

規 則

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百四号

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

秋田県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金助成法」に改め、「。以下「法」といふ。」を削り、「法第二条第二項各号」を「同条第二項各号」に改める。
第一条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「法」を「農業近代化資金助成法」に改め。

「様式第4号（第4条関係） 農業近代化資金利子補給契約書
様式第四号中 農業近代化資金利子補給契約書
秋田県（以下「甲」という。）と

「様式第4号（第4条関係）」

印紙

農業近代化資金利子補給契約書

「農業近代化

秋田県（以下「甲」という。）と

資金助成法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）を「農業近代化資金助成法」とし、「次の条項を契約する」とし、「次のとおり契約を締結する」と改め、同法に「農業近代化資金利子補給契約書第一条中「融資」を「貸付け」とし、「昭和37年秋田県規則第四号。以下「利子補給規則」とし、「以下「規則」と改め、同契約書第四号中「利子補給規則」とし、「規則」とし、「規定する方式」と改め、同契約書第五号中「秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第四号）による請求書に」とし、「請求書に」と改め、「添えて」と改め、「これを」を加え、同契約書第六号第一項中「支払」と改め、「支払」と改め、「をなす日」中の「期間」を「日」と改め、「この日」中の「日数」を「日」と改め、「当該利子補給金の額につき」と改め、「割合をもつて」と改め、「割合」と改め、同条第三項中「の規定」を削り、同契約書第八号第一項中「資金」を「農業近代化資金」と改め、同条第二項中「責」を「責め」と改め、「利子補給規則」を「規則」と改め、同契約書第九号中「資金の融資」を「農業近代化資金の貸付け」と改め、同様式中「乙」を「乙」に改め、

「 融資機関住所 融資機関名 代表者職氏名
この規則は、公布の日から施行する。」

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百一四号

秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県漁港管理条例施行規則（昭和四十四年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事

項は、別に定める。
様式第一号から様式第十二号までを削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

